

令和8年度都島区役所古紙等売扱（単価契約）仕様書

1. 案件名称

令和8年度都島区役所古紙等売扱（単価契約）

2. 年間売却予定数量（概数）

約 17,985kg

内訳	
ダンボール	935 kg
雑誌	4,340 kg
シュレッダーくず	3,450 kg
廃棄簿冊	9,260 kg

※なお、数量は予定数量であり、当区の都合により増減する。

3. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4. 内容

指定の場所から古紙等を引取り、再生の資源として適切に処理する。

5. 引取り場所

・大阪市都島区中野町2-16-20

都島区役所再利用ごみ置場

6. 引取り方法（廃棄簿冊以外）

(1) 定例の引取りは、第1及び第3週もしくは第2及び第4週の決められた曜日（ただし、土曜日、日曜日を除く）の9時から17時半までの間に設定できるよう、当区と調整すること。ただし、祝日となる場合等でこれにより難い場合は、事前に当区と調整し、同じ週の別の日に引取りを行うこと。

(2) 定例外の引取りとして、契約期間内に回数を増やすなど臨時に依頼する場合もあるので、当区と協議の上、臨機応変に対応すること。

(3) 古紙等の引取り完了後は、現場を清掃すること。

7. 引取り方法（廃棄簿冊）

- (1) 引取りは、年1回程度を基本とし、平日の9時から17時半までの間で、当区から指示する。
なお、引取りに際しては、3回程度の搬送回数で積み残しのないよう収集すること。
- (2) 積込作業終了後、現場を清掃のうえ、作業場へ搬送すること。
- (3) 作業場到着後、廃棄簿冊の計量を行うこと。
- (4) 運搬車から廃棄簿冊を降ろし、裁断、圧縮、梱包すること。この際、一般市民の目に触れるとのない場所で行うこと。
- (5) 梱包後の運搬に際しても、荷崩れなど起こさないよう細心の注意を払って積み込み、製紙会社へ運搬し、溶解釜に投入し溶解処分すること。
- (6) 溶解処分後は、速やかに業務完了報告書及び溶解釜を所有する者の発行する溶解証明書等を当区に提出すること。

8. 費用

引取りに関する諸費用は、買受人が負担すること。

9. 計量

引取りした古紙等については積載重量の確認を行うため、計量法に基づく検査を受けた計量器において計量を行い、その計量結果を翌日中に当区あてに電子メールまたはFAXにて報告し、本市の履行確認を受けること。

10. 代金の納入

代金の納入については、古紙等を引き取った日、また廃棄簿冊の場合は溶解証明書等の提出があった日の属する月を基準として、四半期分ごとに、当区発行の納入通知書により指定期日までに納付すること。

11. その他

- (1) 2に記載の予定数量は、契約期間中における当区の予定売却量を示すもので、実際数量との差異について、買受人は異議を申し立てることが出来ない。
- (2) 本契約締結後、買受人が不用となった場合においては、環境関係法令及び廃棄物関係法令等を遵守すること。
- (3) 運搬に際しては、荷崩れ・散逸等の事故を未然に防止する対策を講じること。

- (4) 引取った古紙等の中には、不純物（古紙として処理できないもの）が含まれているが、売扱い価格については不純物込みの重量となるので、単価算定の際は十分に考慮すること。
- (5) 作業員が作業中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、職を退いた以後においても同様とする。
- (6) 作業中に書類などの閲覧、複写など一切の情報収集を行ってはならない。
- (7) 廃棄簿冊の積み込みに際しては、漏えい・紛失・飛散・残置等を防止するための適正な管理を図ること。万が一、書類が飛散等した場合、ただちに本市に連絡するとともに、書類を回収すること。
- (8) 引渡しを受けた廃棄簿冊が、買受人の関係者又は第三者によって他の目的に利用されようがないよう、十分な措置を講じること。万が一、廃棄簿冊の目的外利用等によって本市に損害が生じた場合、本市が指示する対応策を講じるとともに、損害賠償等の責任を負うこと。
- (9) 本業務にかかる契約は単価契約であり、この仕様書記載の数量は概算であり、本市の都合により増減することがある。契約金額の確定は、物品引取り期間満了の日までに検査に合格した処分量に契約単価を乗じて得た金額で行うものとする。
- (10) 本仕様書に疑義が生じた場合は、質問締切日までに質問すること。

12. 本仕様書に関する問い合わせ先

大阪市都島区役所総務課

T E L 06-6882-9625

F A X 06-6352-4558